

令和5年4月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和5年4月20日(木)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時11分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

7番 西依誠 委員 8番 久富正ノ介 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積計画について	78件
議案第4号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
議案第5号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第6号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第7号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第8号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第9号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第10号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第11号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第12号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第13号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第14号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第15号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第16号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第17号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第18号	農地利用最適化推進委員の選任について	
議案第19号	農地利用最適化推進委員の選任について	
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	11件
報告第2号	農地法第18条の規定による通知について	3件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 高田 千津子 江田 征樹

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和5年4月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立をいたしております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号7番、〇〇〇委員と議席番号8番、〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いをいたします。

まず、審議に入ります前に2点ほど報告を申し上げます。

1点目でございますけれども、30アールを超える転用案件ですね。そのような案件がある場合につきましては、佐賀県農業会議に意見を聞くことが義務づけられておりますので、先月審査をいたしました令和5年3月、議案第3号の番号1の案件について、4月17日月曜日ですけれども、県の総合庁舎で開催がされました佐賀県農業会議の常設審議委員会においてお諮りをしました、意見聴取ですけれども。その中では、異議なしという回答をいただいたところでございます。

以上、報告をいたします。

次に、2点目ですが、令和5年4月1日より農地法の一部改正がございまして、農地の権利取得時に、許可要件の一つでございます下限面積、いわゆる5反要件ですね。これが、廃止をされましたことを報告いたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について1件、1筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について1件、2筆でございます。

議案第2号、番号1について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、使用貸借権設定に係るものについて1件、2筆の申請がございました。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、将来のことを考え、本家に近い申請地に分家住宅を建てるため、農地転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、西側水路に放流される計画となっております。

また、資金計画については、融資証明書が添付されております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をしております。許可の基準といたしまして、第3種農地に立地

困難な場合、許可できることから農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

○委員。

11番委員

11番委員の○です。担当委員として、一言申し上げます。

4月14日に、会長と私と○○委員、○○推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、○○町に所在する農地です。

申請者は、将来の子育てや両親の面倒をみることを考えて、本家の近くに分家住宅を建てるために転用申請されたものです。地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題等は無いと思われま

す。以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。ほかにございましたら。

はい、○○委員。

3番委員

すいません、3番○○です。

ちょっと大したことないんですけど、資料1の○○○○の字が間違ってるみたいなんです。多分「信じる」のほうやろうと思いますんで。大したことではございませんので。

議長

はい、ありがとうございました。修正方よろしく願いをいたします。

ほかにございましたら。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について78件、167筆でございます。

議案第3号、番号1から番号78につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページから22ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により78件、167筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、22ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

22ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございます。合計が25万6,098.30平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稲」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございます。合計で賃借権が154件、24万5,444.30平方メートル、使用賃借権が13件、1万654平方メートルとなっており、総合計が167件、25万6,098.31平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人74名、借人28名申請枚数は78枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますけれども、議案第3号、番号42、番号46、番号47の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、順次委員の退席を求めます。

最初に、番号42につきましては、議事参与の対象が私でありますので、議長を交代し審議終了まで退席をさせていただきます。

その間、議長は、〇〇〇〇会長代理をお願いいたします。

〇〇さんよろしくお願ひします。

(4番委員退室)

議長(会長代理)

それでは、議事参与の制限により会長が退席されましたので、私がこれより議長を務めさせていただきます。

議案第3号、番号42の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号42の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。

会長の入席を求めます。

それでは、議長を〇〇会長のほうと交代します。

(4番委員入室)

議長

それでは、次に議案第3号、番号46、番号47の案件について審議をいたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(3番委員退室)

それでは議案第3号、番号46、番号47の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号46、番号47の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(3番委員入室)

次に、議案第3号、番号42、番号46、番号47を除く案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号42、番号46、番号47を除く案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号、農地移動適正化あっせん事業における、あっせん委員の指定について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、23ページをお願いいたします。

議案第4号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づいて1件、1筆のあっせんの申し出がございました。

別冊資料2の1ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりでございます。

農地の位置につきましては、2ページの地図のとおりでございます。御確認のほどお願いいたします。

議案第4号は○地区の○○町の案件でございますので、○○○○○農業委員、○○○推進委員を指定したいと考えております。皆様の承認の後、あっせん委員として活動をしていただくこととなります。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号の案件について、承認することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号から議案第19号までを議題といたします。

議案第5号から議案第19号までの案件につきましては、関連することから一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、24ページから38ページをお願いいたします。

議案第5号から議案第19号までの案件につきまして説明をさせていただきます。

この案件につきましては、次期、農地利用最適化推進委員候補者を決定するものでございます。

農地利用最適化推進委員については、本年2月に募集を行い、定数15名に対して、各地区の生産組合長などから15名の推薦をいただきました。

それでは、農地利用最適化推進委員候補者を1人ずつ説明させていただきます。

24ページの議案第5号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は鳥栖となります。

次に、25ページの議案第6号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇町で、担当区域は鳥栖となります。

次に、26ページの議案第7号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は鳥栖となります。

次に、27ページの議案第8号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は田代となります。

次に、28ページの議案第9号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は田代となります。

次に、29ページの議案第10号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇〇〇〇丁目で、担当区域は田代となります。

次に、30ページの議案第11号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は基里となります。

次に、31ページの議案第12号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は基里となります。

次に、32ページの議案第13号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は基里となります。

次に、33ページの議案第14号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は麓となります。

次に、34ページの議案第15号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇〇町で、担当区域は麓となります。

次に、35ページの議案第16号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は麓となります。

次に、36ページの議案第17号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は旭となります。

次に、37ページの議案第18号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は旭となります。

次に、38ページの議案第19号は〇〇〇〇〇さん、住所は〇〇町で、担当区域は旭となります。

今回の15名につきまして、欠格事項に関する調査を行いました。欠格事項に当たる方はいらっしゃいませんでした。また、候補者の経歴等については、資料3のとおりとなっております。

なお、今回、次期推進委員として決定いただいた候補者につきましては、本年7月に新しい農業委員で開催される農業委員会総会、初会合でございますが、その後に農地利用最適化推進委員として委嘱をされます。

以上、御説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めますが、議案第9号の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(10番委員退室)

それでは議案第9号の案件について、質疑を求めます。

〇〇委員。

1番委員

1番〇〇です。推進委員としての委員の期間はいつからいつまでね。

議長

はい、事務局どうぞ。

事務局

令和5年7月20日から令和8年7月19日までとなっております。

以上になります。「分かりました」と呼ぶ者あり)

議長

ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第9号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件については原案のとおり

り承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(10番委員入室)

次に、議案第5号から議案第8号及び議案第10号から議案19号の案件について、質疑を求めます。

〇〇委員

7番委員

7番〇〇ですけれども、13号のところちょっと、住所と担当地区はどうなってるんでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

すいません、資料3を見ていただきたいと思うのですが、2ページの一番下のところで〇さんのほうの記載をさせていただいておまして、経歴のほうに株式会社水屋センター、取締役ということで、基里地区を担当していただけるということで推薦のほうをいただいております。(「分かりました」と呼ぶ者あり)

議長

ほかに。

〇〇委員

3番委員

3番〇〇です。今、御質問があつてるように、ちょっと法人についてはどういう取扱いをすればいいのかなというのが、私たちも含めてなんですけれども、居住をしてるというふうに見なすのか、基里地区に住所をおいて事務所があるわけですから、それが居住に当たるのかその辺をですね、ちょっと教えてほしいなという気がしております。

今後、いろんな農地絡みの問題等も出てきますので、例えば共乾施設の組合員なのか、組合員じゃないのかとかですね。そういう話が、ちらほら出てきてますので、今回は農業委員、または推進委員についてどういうふうに捉えればいいのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

まず、議案のほうとさせていただいております推進委員さんの定義について御説明させていただきます。

推進委員さんにつきましては、鳥栖市内に在住の方というところで決まっておるところでございますので、鳥栖市内にお住まいの方であればどなたでもっていうところと、そのあと、各地区を担当地区として振り分けるという流れになっておるところでございます。

あと、農業委員さんにつきましては、一応基本的には鳥栖市内の方というようなところがございすけれども、特に市長が認めた場合は市外の方でも大丈夫というようなところがございすので、御質問いただいた〇〇委員さんのように、市外の住所を有する方であっても鳥栖市内に法人をお持ちで、鳥栖市内で活動していただいている方、かつ認定農家の資格も持っていらっしゃるというようなところであれば、市長が認めるというところで市外の方でも農業委員さんになることは可能と考えております。

以上になります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

議長

よろしいですかね、ほかにございましたら。

はい、〇〇委員

10番委員

期日をお伺いしたいんですけど、推進委員さんはいつからの仕事始めと言いますか、なりますか。

議長

はい、事務局どうぞ。

事務局

推進委員さんにつきましては、農業委員さんの任期と同じ期間となっておりますので、令和5年7月20日から令和8年7月19日までというところが任期になっておるところでございます。

以上になります。

議長

ほかにございましたら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号から議案第8号及び議案第10号から議案第19号の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり当委員会で承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、39ページから41ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして11件、19筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、42ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして3件、10筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号、報告第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま事務局のほうから報告をいたしましたけれども、各委員の皆様方のお目通し方よろしく願いをいたします。

次に、その他の事項でございますけれども、委員の皆様から何かございましたら。

(発言する者なし)

ないようでしたら、事務局のほうから。

事務局

そうしましたら事務局のほうから、まず先月の定例会の議案第6号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の中で、新規参入の促進に向けた具体的な推進方法の③企業参入の推進について〇〇委員から御質問いただいていた件につきましてお答えしたいと思います。

企業の農業参入については、農地を購入し所有することは農事組合法人などの農地所有適

格法人しかできませんが、農地の貸借であれば解除条件付き契約を結ぶことなどを条件に一般法人でも農地を借りることができます。また、国は農福連携も進めておりまして、社会福祉法人などは農地法に基づく農業委員会の許可における特例として農地を購入、借りることができるようになっております。

耕作者の高齢化等が進み担い手が不足している地域につきましては、こういった企業も担い手になり得る存在であると考えますので、地元の農業委員さんとも協議をさせていただきながら、担い手となる企業の参入推進を図っていききたいというところで考えておるところでございます。

以上が、先月の質問に対するお答えになります。

続きまして、お送りしておりました、資料4の説明を併せてさせていただきたいと思いますので、資料のほうの用意をお願いいたします。

先月の定例会で説明いたしました、令和5年度最適化活動の目標の設定等につきまして、4月1日現在の数値が確定いたしましたので、改めてその項目につきまして御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

I 農業委員会の状況でございます。

中段の2、農家・農地等の概要でございますけれども、右側の表、経営体数の内訳の数字につきまして、農林課への調査により確認した数値を記載しております。

2 ページを御覧ください。

II 最適化活動の目標でございます。

1 最適化活動の成果目標(1)農地の集積、①現状及び課題ですが、これまでの集積面積は914haとなっており、集積率は73.7%となっております。

これまでの集積面積を修正したことにより、今年度末の集積面積を919haとし、今年度末の集積率の目標も74.1%に修正しております。目標につきましては、県が定めております集積目標に合わせて、令和13年度までに、集積率80%を目指すこととしております。

3 ページを御覧ください。

(3)新規参入の促進、①現状及び課題ですが令和4年度新規参入者はいませんでしたので0としております。

修正した項目は以上となりますが、お示しした内容で目標を設定し今後、事務を進めさせていただきたいと考えております。

以上、資料4の令和5年度最適化活動の目標の設定等についての説明とさせていただきます。

続きまして、もう一つ報告でございますが、鳥栖市におきましては地球温暖化防止、節電

等、エコオフィスのための取組といたしまして、令和5年5月1日から10月15日までエコスタイル、いわゆるノーネクタイ、ノー上着を実施いたしております。

委員の皆様におかれましては、エコスタイルでの御出席をお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長

ただいま、事務局より報告等申し上げましたけれども、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

はい、○委員

11番委員

11番の○です。資料の3ページ、2番の(2)、活動強化月間の設定目標というところが、この1月のところが赤になっとるばってん、これも何か修正したんですか。

何か、1月だけ赤になってるのはミスですか。

議長

はい、事務局どうぞ。

事務局

修正ミスで、赤になっておるところでございます。申し訳ございません。

議長

ほかにございましたら。

はい、○○委員。

3番委員

3番の○○ですけど、先ほど質問等の答え、いただいたんですが。企業参入、それから5反要件の撤廃とかなってきておりますけれども、鳥栖市として事務局での受付の段階で、どういう手順を踏んでいかれるのか、ちょっと教えていただきたいなあというふうに思っております。

農業委員さんなり、今度推進委員さん等がまた新しく変わられますけれども、そういう中でもうまっすぐ会議に諮ってくる部分なのか、そういう人たちを通しての受け付け事項になってくるのか、ましては生産組合等での話合いの中で、そういう話が上がってくるのかですね。ちょっと、イメージが出来てるのであれば教えていただきたいと思います。

議長

はい、事務局、よろしければお願いします。

事務局

明確にこうしてっていうイメージのところでは、まだ固まってはいないところではありま

すけれども、いろいろ条件等、規制だったものが緩くなっているというところは感じておりますので、なるべく地元の生産組合長さん、もしくは農業委員さんのほうにお話をつないでいくような形をイメージはしております。

それで、企業さんとかにつきましては、特に新規のような形になれば当然地元のほうとかでも調整が必要になるものと想像しますのでまずはそこは農業委員さんのほうにおつなぎをしてというようなところをイメージしているところでございます。

現状では、今のようなどころまでがイメージしているところです。

以上になります。

3番委員

まっすぐではなくて、一段階踏んでからっていうところで考えちゃったかな。と、思っと思ってよかですかね。

分かりました。

議長

ほかにございましたら。

(発言する者なし)

それでは今後、皆様方で内容等確認をしていただきまして、御不明な点等ございましたら、事務局のほうへお尋ね方、お願いをしたいと思います。

それでは、次の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和5年5月19日、午前9時30分より新しい庁舎、3階大会議室で開催の予定をいたしております。新庁舎のほうですね。

旧庁舎ではなくて新庁舎の3階の大会議室ですね。だから、旧庁舎は今日までということになります。

一応、新庁舎は、5月8日からですかね、連休中に引っ越しをするという予定でございますので。来月のほうよろしくお願いをいたしまして、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会をこれにて終了をいたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____